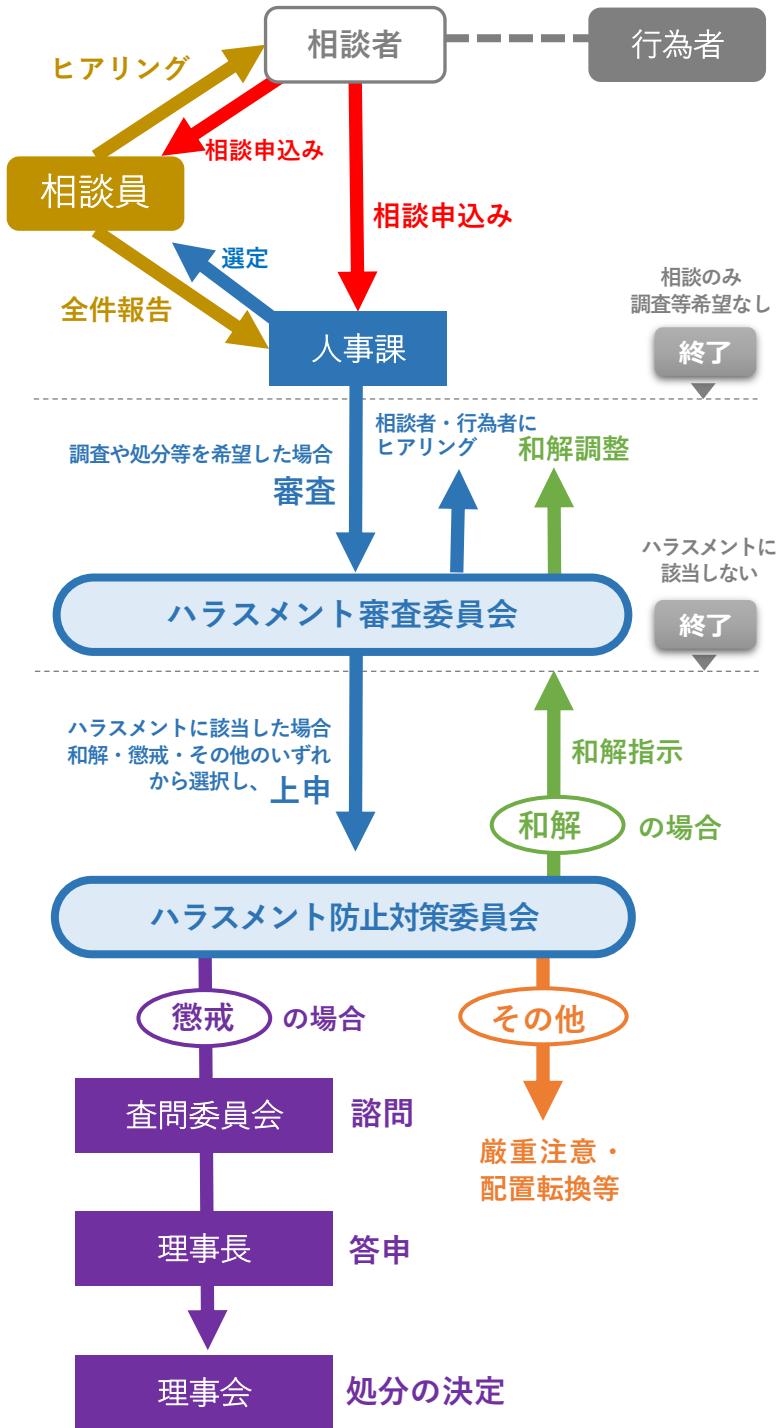


ハラスメント相談フロー



ハラスメント相談体制

【相談員】

- ◇1次対応
- ◇解決に向けた取組は行わず、ヒアリングシートに基づき、事実確認を行う

【人事課】

- ◇相談申込み受付
- ◇必要に応じ相談員選定

【ハラスメント審査委員会】

- ◇相談者、行為者への事実確認を行い、処分案を内定した上でハラスメント防止対策委員会に上申する
- ◇相談者、行為者へのヒアリングは1か月間に2回程度の面談で完了を目指す
- ◇必要に応じ第三者へのヒアリングを実施
- ◇ハラスメント審査委員長指示により、和解の調整や却下等も担当
- ◇最終決定案をハラスメント防止対策委員会に報告
- ◇相談者、行為者へのフィードバック対応（和解の場合）

【ハラスメント防止対策委員会】

- ◇ハラスメント審査委員会でのヒアリング状況の報告を踏まえ、従前の相談案件との整合性を踏まえた解決策（和解、厳重注意、配置転換等）を決定
- ◇和解による解決策を模索することとなった場合、ハラスメント審査委員会に依頼
- ◇相談者、行為者へのフィードバック対応（厳重注意等の場合）
- ◇学園全体に対する注意喚起（全体への周知）を実施

【査問委員会】

- ◇懲戒対象の場合、処分内容を検討